

堺市監査委員公表第14号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年4月10日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和7年4月1日～令和7年12月22日	
措置を講じた部局等	堺区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>5(1)</p> <p>公有財産(土地・建物)の管理について</p> <p>公有財産(土地・建物)の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳の整備</p> <p>市有地の管理及び処分事務取扱要領では、地上、地下及び空中に構造物等が存する土地については、公有財産台帳の備考欄にその旨を記載し、かつ、その位置、形状等のわかる資料を添付するものとする規定されている。</p> <p>榎校区自治会集会所(土地)において、令和7年8月28日に実地調査を行ったところ、当該土地上に高圧線が存在していた。高圧線の設置に関して、土地に地役権が設定され、登記簿に地役権の記載はあったが、公有財産台帳の備考欄に高圧線の設置に関する記載がなかった。</p>	<p>当該土地については、平成6年に、前土地所有者が空中の特別高圧架空送電線の地役権を設定された後、平成9年に本市が寄贈を受けました。</p> <p>その際に公有財産台帳の備考欄に空中占用物の記載をすべきでしたが、御指摘のとおり、その旨の記載が漏れていました。</p> <p>対応としては、令和7年8月28日の実地調査後に関係書類から事実確認を行い、備考欄への記載と、その位置、形状等のわかる資料を添付しました。</p> <p>また、再発防止のため、毎年実施する公有財産現況確認のチェックリストに、占用物の確認欄を新たに設けました。</p>	自治推進課

<p>5 (4) 現金等の管理について</p> <p>ア 現金出納簿の整理 現金出納簿の整理について、 以下のものがあった。</p> <p>(ア) 介護保険料過誤納還付金について、令和7年5月1日に預金を引き出していたにもかかわらず、現金出納簿に記載がなかった。</p>	<p>今後は、年に1度現況確認をする際に、今回改めたチェックリストを活用し、適正な財産管理を行います。</p> <p>介護保険料過誤納還付金については、変動の都度、現金出納員が現金及び通帳残高を現認しておりましたが、令和7年5月1日の預金引き出しについては、現金取扱担当が現金出納簿への記載を失念しておりました。</p> <p>今回、当該現金出納簿の写しを挙証書類として監査委員事務局へ提出した後の自己点検において、記載漏れに気づき、直ちに現金出納簿に記載し、決裁処理を行った上で、再提出しました。</p> <p>なお、再発防止策は次のとおりです。現金取扱担当が預金の受入れ・払出し時に現金出納簿へ記載を失念しないように、現金を保管する金庫に啓発表示しました。また、現金取扱担当は銀行発行帳票に現金出納簿を添付して所属長まで供覧することとします。さらに、上記の注意喚起等をまとめた預金受入れ・払出し事</p>	<p>堺保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
---	--	------------------------------

<p>(イ) 第 1 号被保険者介護保険料（滞納繰越分）の現金出納簿について、受入れ及び払出し時に現金出納員の押印がないものがあつた。</p> <p>イ 切手等受払簿の整理 令和 7 年 8 月 29 日に実地調査を行ったところ、切手等受払</p>	<p>務取扱課内マニュアルを策定し、同マニュアルを現金出納簿に貼付し備忘対策としました。</p> <p>現金出納の運用については、徴収員が帰庁後、徴収員と現金取扱担当で徴収金額及び領収証書（控）の確認を行い、その後、現金出納員が現金確認及び現金出納簿への押印を行います。また、翌営業日に、現金取扱担当が金融機関への払出しを行った後、金融機関が押印した領収証を現金出納員が確認し、現金出納簿へ押印するという流れになっています。</p> <p>押印の無かつた箇所については、前述の確認作業は行いましたが、収入費目が複数あつたため現金出納簿の複数箇所に押印をする必要があり、その一部が漏れてしまいました。御指摘を受け、直ちに当該箇所に現金出納員が押印しました。</p> <p>再発防止策として、簿冊に、決裁終了後に現金取扱員は必ず押印の確認を行う旨の注意書きを掲出しました。</p> <p>今後は、現金出納簿の全ての箇所への押印を確実にを行います。</p> <p>はがきの払出しを受ける者が、切手等受払簿に記帳し、物</p>	<p>堺保健福祉総合センター 地域福祉課</p> <p>堺保健福祉総合センター</p>
--	---	---

<p>簿において、8 月中にはがきの受払いがあったにもかかわらず、摘要、受入れ数、払出し数及び残数の記載がなく、使用者、係員及び物品取扱員の押印又は自署もなかった。</p>	<p>品取扱員の確認を受けるべきところ、物品取扱員から口頭で了承を得たものの、記帳を失念したことが原因です。</p> <p>御指摘を受け、実地調査の当日中に記帳し確認欄に押印しました。また、物品取扱員が対応できない際に払出しが必要となった場合に備え、堺市会計規則第 101 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 9 月 5 日付けで物品取扱員に代わって払出しを行う職員 2 名を指定しました。</p> <p>なお、再発防止のため、今後、払出しの都度、切手等受払簿に記帳し、物品取扱員又はその代行職員が確認を徹底するよう、所属長から課内職員全員に指導しました。また、受入れ（戻入れ）時の確認は、物品取扱員が行う必要があるため、速やかに記帳し確認を受けるよう指導しています。</p> <p>今後は、毎年度の代行職員の指定時には、これらの対応を改めて課内で周知し、適切な事務処理に努めます。</p>	<p>子育て支援課</p>
--	--	---------------